

平成30年12月市議会定例会議提出議案

(平成30年12月 日提出)

区分	予算関係	条例関係	その他議案	報告	計
件数	4	8	40	1	53

*この資料は、主な改正点等について、参考まで記載したものです。

1 議案 第 号 平成30年度福島市一般会計補正予算

2 議案 第 号 平成30年度福島市水道事業会計補正予算

3 議案 第 号 平成30年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算

4 議案 第 号 平成30年度福島市土地区画整理事業費特別会計補正予算

5 議案 第 号 福島市部設置条例の一部を改正する条例制定の件

行政組織機構の改正を行うため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1) 市民安全部の名称を市民・文化スポーツ部へ変更
- (2) 業務の部局間の移管による事務分掌の変更

(平成31年4月1日から施行)

6 議案 第 号 福島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件

地域再生法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1) 条例の名称等の改正
 - ・ 名称及び条文中「不均一課税」を「課税免除及び不均一課税」等に改正
- (2) 拡充型事業への不均一課税の期限延長
 - ・ 平成30年3月31日までの適用期限を平成32年3月31日まで延長
- (3) 移転型事業への課税免除の導入
 - ・ 東京23区から本社機能を移転する事業者の課税を賦課年度から3箇年度分免除

(公布の日から施行)

7 議案 第 号 福島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育委員会の職務権限に係る事務の一部を市長が管理し、及び執行することとするため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。
 - ① スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）
 - ② 文化に関すること
 - ③ 文化財の保護に関すること

(平成31年4月1日から施行)

8 議案 第 号 福島市社会教育館条例の一部を改正する条例制定の件

社会教育館「こぶし荘」の廃止に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1) 社会教育館「こぶし荘」の廃止に伴い、「こぶし荘」の項を削除

(平成31年4月1日から施行)

9 議案 第 号 福島市土湯温泉まちおこしセンター条例制定の件

土湯温泉まちおこしセンターを設置するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 位置 福島市土湯温泉町字下ノ町2番地の1
- (2) 施設 ギャラリー、地域交流室、会議室、地場産品展示販売スペース、来訪者飲食スペース、研修施設
- (3) 開館時間 午前9時から午後9時まで、研修施設は午後3時から翌日午前10時まで
- (4) 使用料

1. 基本使用料

区 分	使 用 料
地域交流室	1時間 300円
会 議 室	1時間 500円
地場産品展示販売スペース 来訪者飲食スペース 研 修 施 設	1月 70,000円

(公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行)

10 議案 第 号 福島市土湯温泉観光交流センター条例制定の件

土湯温泉観光交流センターを設置するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 位置 福島市土湯温泉町字坂ノ上27番地の3
- (2) 事業
 - ①観光等の情報提供に関すること
 - ②伝統工芸品に関する情報及び資料の収集、保管、展示及び利用に関すること
 - ③集会その他催物のための施設の提供に関すること
- (3) 開館時間 午前9時から午後6時まで
- (4) 使用料

1. 基本使用料

区 分	使 用 料
イベント広場	1時間 1,000円

(公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行)

11 議案 第 号 福島市手話言語条例制定の件

手話が言語であるとの認識に基づき、全ての市民が共に生きる地域社会を実現するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 市の責務と市民や事業者の役割を規定
- (2) 手話への理解及び手話の普及に関する施策等の推進に関し、必要な方針を策定することを規定
- (3) 手話を学ぶ機会の確保、学校における手話の普及、医療機関における手話の啓発について規定
- (4) 事業者への支援、災害時の対応、財政上の措置等について規定

(平成31年4月1日から施行)

12 議案 第 号 福島市斎場条例の一部を改正する条例制定の件

新斎場の設置に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1) 位置 福島市渡利字仏根50番地の1 → 福島市渡利字仏根51番地
- (2) 使用料

使用区分	死亡者等		単 位	使 用 料	
	区 分	年 齢		市 内	市 外
火 葬	大人	12歳以上	一体	無 料	20,000円
	小人	12歳未満	一体		12,000円
	人体の一部		重量20キログラムまでごと		12,000円
	死産児		一胎		8,000円
	胞衣		一包(10キログラムまでごと)		4,000円

→

使用区分	死亡者等		単 位	使 用 料	
	区 分	年 齢		市 民	市 民 以 外
火 葬	大人	12歳以上	一体	10,000円	60,000円
	小人	12歳未満	一体	6,000円	36,000円
	死産児		一胎	4,000円	24,000円
	人体の一部		小櫃一個	3,000円	18,000円
	胞衣		小櫃一個	3,000円	18,000円

(公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行)

【福島市】平成30年11月22日記者会見

13 議案 第 号 福島県市町村総合事務組合同規約変更の件

福島県市町村総合事務組合同規約変更のため、所要の改正を行う。

14 議案 第 号 民事調停申立ての件

市営住宅に係る滞納家賃の支払いに関して、調停を申し立てる。

15 議案 第 号 字の区域の変更の件

大波の一部の地区における地籍調査の実施に関連して、字の区域の適正化を図るため、字の区域の変更を行う。

16 議案 第 号 市道路線の認定及び廃止の件

一般公共の用に供するため7路線を認定するとともに、3路線を廃止する。

17 議案 第 号 財産取得の件

あらかわみのり公園用地を取得する。

18～52

議案 第 号 指定管理者の指定の件

身体障がい者福祉センター一腰の浜会館ほか34件について、指定管理者を指定する。

53 報告 第 号 専決処分報告の件

【福島市】平成30年11月22日記者会見

「指定管理者の指定の件」の資料

平成31年度からの指定管理者導入施設一覧（35項目77施設）

番号	施設の名称	所管部局
1	身体障がい者福祉センター 腰の浜会館	健康福祉部
2	老人福祉センター	健康福祉部
3	飯野地域福祉センター及び飯野デイサービスセンター	健康福祉部
4	中央デイサービスセンター	健康福祉部
5	南沢又デイサービスセンター	健康福祉部
6	春日町デイサービスセンター	健康福祉部
7	蓬萊児童センター	こども未来部
8	清水児童センター	こども未来部
9	渡利児童センター及びわたりふれあいセンター	こども未来部 健康福祉部
10	立子山自然の家	教育委員会
11	音楽堂、古関裕而記念館、働く婦人の家及び勤労青少年ホーム	教育委員会 商工観光部
12	民家園	教育委員会
13	国体記念体育館、体育館・武道場、清沢地区体育館、湯野地区体育館、松川地区体育館、飯野地区体育館、飯野野球場、南体育館、東部体育館、西部体育館、中央市民プール、森合市民プール、弓道場、飯坂武道場、飯坂野球場、相撲場、十六沼公園サッカー場、十六沼公園スケートボードパーク、十六沼公園屋根付運動場、庭球場、十六沼公園体育館・十六沼公園スポーツ広場・十六沼公園テニスコート、信夫ヶ丘総合運動公園信夫ヶ丘競技場、信夫ヶ丘総合運動公園信夫ヶ丘球場、長老橋運動公園運動施設・レクリエーション施設、荒川運動公園運動施設・レクリエーション施設、須川運動公園運動施設・レクリエーション施設、松川運動公園運動施設・レクリエーション施設、信夫ヶ丘総合運動公園運動施設・レクリエーション施設、蓬萊中央公園運動施設・レクリエーション施設及び森合運動公園多目的広場	教育委員会
14	クレー射撃場	教育委員会
15	草心苑	教育委員会

番号	施設の名称	所管部局
16	こむこむ館	教育委員会
17	職業訓練技能センター	商工観光部
18	福島テルサ	商工観光部
19	サンライフ福島	商工観光部
20	東部勤労者研修センター	商工観光部
21	西部勤労者研修センター	商工観光部
22	産業交流プラザ	商工観光部
23	アクティブシニアセンター	商工観光部
24	飯坂温泉観光会館、鯖湖湯、仙気の湯、切湯、導専の湯、波来湯及び旧堀切邸	商工観光部
25	浄土平天文台	商工観光部
26	つちゆロードパーク	商工観光部
27	あったか湯	商工観光部
28	UFOふれあい館、UFO物産館及び千貫森庭球場	商工観光部
29	四季の里	農政部
30	ふくしまスカイパーク	農政部
31	水林自然林	農政部
32	市民活動サポートセンター	市民安全部
33	旧佐久間邸	市民安全部
34	ヘルシーランド福島	環境部
35	御倉町地区公園旧日本銀行福島支店長役宅	都市政策部

【福島市】平成30年11月22日記者会見

主な補正内容

○ 一般会計

番号	事業内容	歳出予算 補正額
	【歳入歳出予算補正】	
	(復興関連以外)	千円
1	福島消防署清水分署整備事業費 老朽化した福島消防署清水分署について、現在地に再整備するための基本設計等を実施するもの。	37,500
2	観光コンベンション協会組織運営補助金 観光案内所(福島駅西口)のリニューアル工事を実施する観光コンベンション協会に対し、本市来訪者へのおもてなしや観光情報発信機能の強化を図るため、所要の経費を補助するもの。	4,050
3	まちおこしセンター・観光交流センター管理運営費 現在、土湯温泉町地区に整備中のまちおこしセンター及び観光交流センターについて、平成31年春のオープンに向けて、施設の運営に必要な備品等を準備するもの。	30,754
4	新斎場整備事業費 現在建設中の新斎場について、平成31年度の業務開始に向けて必要な備品等を準備するとともに、施設内の案内表示システムを構築するもの。	36,000
5	こども発達支援センター移転整備事業費 老朽化したこども発達支援センターについて、実施設計の完了に伴い、保健福祉センター1階の旧夜間急病診療所跡地への移転整備工事を2カ年度で実施するもの。	72,000
6	体育施設整備事業費 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、老朽化した信夫ヶ丘球場の観客席改修工事や照明のLED化等を2カ年度で実施するもの。	155,500
	【債務負担行為補正】	
1	春の花見山おもてなし事業費 近年、開花時期が早まり、3月中の来訪者が増加傾向にある花見山について、3月末から周辺地域の交通規制等を開始できる体制を整えるなど、来訪者の受入環境を整備するもの。	58,510

○ 特別会計

番号	事業内容	歳出予算 補正額
	【歳入歳出予算補正】	
	土地区画整理事業費特別会計	千円
1	福島都心中央土地区画整理事業費 事業完了について関係者との協議が整ったことから、事業完了に必要な地下構造物解体工事及び物件移転補償等にかかる所要の経費を計上するもの。	256,458